

電波利用料の見直しに関する検討会(第6回会合)議事要旨

1 日時

平成25年6月17日(月) 17時10分～18時40分

2 場所

総務省8階 共用801会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、飯塚 留美、北 俊一、
土井 美和子、林 秀弥、柳川 範之、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2) 総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官、
吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、
荻原電波利用料企画室長、
南大臣官房審議官

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料6-1 電波利用料の見直しに関する検討課題 論点整理(素案)

5 議事概要

(1) 論点整理

資料6-1に基づき、事務局より検討課題ごとに論点及びこれまでの主な意見
について説明が行われた。

その後、論点ごとに質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通
り。

論点①: 電波利用共益事務の在り方について

ア 電波利用共益事務の新用途として現時点で具体的なものはないと思う。例え
ば、タクシーに公共性があるというのは分かるが、タクシー無線まで公共性がある
のかという点に対して違和感がある。

イ 電波は国民の財産であり、他の免許人が良いと言っているから電波利用料を払ってよいという性格のものではない。

ウ 鉄道無線のデジタル化についてもタクシー無線と同様ではないか。

エ 技術開発について、例えば最近の動向については、ヨーロッパでは 2015 年の WRC に合わせて第五世代移動通信の標準化を図るという議論で、英国政府はサリー大学に 50 億円ぐらい補助を出しているなど、これから活発になる可能性がある。具体的な周波数帯は検討中ではあるが、かなり高い所だと思われ、そこをヨーロッパの標準周波数帯として使われると我が国にも今後影響が出てくるのではないのか。そういう意味で技術開発については力点を置いていかないか、受け身になってしまうのではないか。

オ スマートフォン時代になって電波が足りないということは明らか。技術開発によって周波数利用効率を上げていくことは当然やらなくては行けないが、ユーザー側が限られた電波を有効に使えるようなマナーとかルールづくりに力を入れないと、いくら技術開発をしても追いつかないという状況になってきている。また、スマートフォンが壊れて、町の修理屋さんで直すと、その時に使われる部品や修理の範囲によって扱っている人も罰せられることがある。こういったところも含めて国民に対して電波の安心・安全な利用に対する啓蒙活動を、学校教育も含めて、強めて頂きたい。

カ 将来、周波数を整理統合していかなければならないと思うが、今後長期的に考えた時に、どんな業務でどんなシステムが周波数の引越をする時に当事者間で負担するケースになるのか、あるいはその一方で、電波をみんなで広く有効に利用するために移転するという主旨で電波利用共益事務として行っていくという考え方もあり、移転対策費用として広く皆さんが使える事務を設けることも考えられる。

論点②: 経済的価値の適正な反映の在り方について

ア 経済的価値そのものに見合う料額を徴収することに関して、今の受益者負担のルールというのはあくまでも無線局全体の総体としての受益と負担の関係であり、個々の無線局に料額をどうやって負担させるかというのは基本的には考え方の違い。問題は、応益原則に基づくのか応能原則に基づくのかであって、経済的価値と応能原則が結びつくと少し話がややこしくなる。経済的価値は必ずしも応能原則とは結びつかないが、オークションの場合は周波数の価値はどれだけ周波数から稼ぎ出せるのかに直結する部分がある。

一方で、考えなければいけない点は、あまり安い値段を、特に混雑している帯

域で取ってしまうと自発的に周波数を圧縮して使おうというインセンティブが出てこない。このため、デジタル化の推進、あるいはより効率よい技術があるのであれば、そちらに移ってもらおうというインセンティブを担保する意味である程度経済的価値という、あくまでも収益力とは違った観点で料額に差を付けておくべきなのではないか。その時に問題は 3GHz 以下、3～6GHz、6GHz 超という 3 区分に、特に第 4 世代携帯電話を導入するときに 3.4GHz～3.6GHz の帯域を使うので今までの 3.5 世代携帯電話とか第 3 世代携帯電話と比べた時に利用料額が変わってくるのが良いのかどうかについては議論が必要。

イ もし電波の経済的価値でもって利用額を徴収するのであれば、現在の 660 億円レベルではなくなるだろうと思う。ただし現実には共益事務の歳出規模分しか取っていない。そして共益費用の配分の際にそれぞれの周波数帯の経済的価値を勘案している。

ウ 高い周波数になる方が使いにくいというのが昔から言われているので、少し高い周波数への移行を促進するという意味では高い周波数の料額が安くなっていることが望ましい。

エ 共益費用と経済価値を勘案するというのは、過去の総務省の研究会、電波有効利用政策研究会で共益費用的な考え方と使用料的な考え方を統合した中で広域専用電波という考え方につながっていると理解している。こうした経緯も踏まえて今回の検討を進めていくことが適当ではないか。

オ 今後、第 4 世代の携帯電話が 3GHz を超えた周波数で導入が予定されており、更に追加周波数についても議論される予定だが、その追加周波数は 3～5GHz が有力になっている。このような状況変化を踏まえて 3GHz 以下、3～6GHz、6GHz 超という区分はどうすることが適当か。

カ 3GHz で区分している現在の周波数区分について、将来微妙かなという感じがする。また、VHF はほとんど新規参入希望者がいないので、3GHz 以下としてひとまとめで良いのかという気もする。

論点③: 電波利用料の軽減措置の在り方について

ア 新規参入の話について、これは第 2 回会合でも少し言及したが、公平性を担保しつつ、競争政策の観点から、新創出市場における参入事業者の所期の負担を軽減し、競争を促進するため、新規参入事業者に対する軽減措置を入れるべきではないか。

競争機会の公平性と競争資源格差の公正化を新規参入事業者にも担保しな

くてはならない。電波法は従来、競争政策とは接点がありませんでした。しかし、新規参入事業者の所期の負担を軽減し、競争を促進するための措置としてはいろいろ考えられるのであって、例えば、参入当初は従来の無線局単位の課金として、一定数以上の無線局となった場合には広域専用課金とするとか、広域専用料の適用時期を遅らせるとか、あるいは特性係数を掛けるとか、案は色々考えられると思う。いずれにせよ、新たな項目として、新規参入の話は非常に重要ではないか。

イ 公益性があろうがなかろうが、要するに新しい事業として入ってくるのであれば競争政策としてインセンティブ税制みたいなものを導入した方がいいのではないかとご指摘か。

ウ 公益性とは分けて考えるべきかと思う。ただし、フリーライドをもくろむ競争主体にインセンティブを与えることはないと思う。新規参入といっても、自らリスクを取ってやる場合と、フリーライドする場合とは違うので、その区分けは必要だろう。

エ 要するに儲かる事がわかっている周波数帯に参入する場合を除いて、新しく儲かるかどうかわからないリスクな周波数帯に入る時についてだけ新規参入軽減措置を検討してはどうか。

オ 特性係数については、ヒアリングの中でも自分のところにも特性係数を適用してくれというのが結構あったが、全部に特性係数を掛けてしまうと意味がなくなる。本当に特性がある所に絞るにならざるを得ないという気がする。

カ 公益性とか公共性とかというのは非常に定義が難しい。使途との見合いで、片一方で公益性とか言いながらこっちでは緩和されてないというアンバランスがあってはならない。その意味で、あくまでも公益性とか公共性という言葉を出すのではなくて、あくまでも電波の特性や経済的価値による、という形に持っていきたいと、何でも公益性という話になってきてしまう可能性がある。

キ こういう問題については引き続き、十分に議論してその中で方向性を固めていく話だと思う。

ク 電波利用料は負担金という性格を持つ制度だが、その中で政策誘導はどこまで許容されるのか。免許人は、公益性とか公共性といったものがあるからこそ有限希少な電波が割り当てられ、特権的な地位が与えられているが、更に費用負担を減免するところまで優遇をすべきか。政策誘導は税制、金融など様々な支援措置がある中で、負担金の減免によって新規参入者を育成することが他の免許人にも裨益すると思われるのかどうか、十分な検討が必要。

ケ 特性係数の「国民の生命・財産に著しく寄与するもの」は、そもそも災害の時に放送として使えるのが限られていた時代の考え方のようにも思える。時代に合わせた見直しも必要ではないか。

コ 特性係数は経緯の中で積み上がったものであり、論理的に積み上がったものではない。

サ 例えば、エリア放送は、特性係数のア(周波数を共同利用する形態)を適用しても良いのではないか。

論点④: 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方について

ア M2M システムの市場は平成 26～28 年度の間はそれほど拡大せず、それ以降に急速に伸びることが予測される。

イ M2M システムは将来どうなるか分からないので予測が難しいが、後押しするようにはしたい。

ウ IEEE 802.11 系の技術革新も著しく、伝送速度は 1Gbps を超えるものもまもなく標準化される。米国のリパブリックワイヤレスというキャリアは、基本的には WiFi を利用して、WiFi のアクセスポイントが無い場合に携帯電話網をMVNOとして使用するという新しいビジネスモデルを取っている。

その他の論点について

ア 技術革新があったときに、基本的に今までの構図を一から見直すことをきちっと明言しておくことが必要。例えば、特性係数についても、今違うというものがあったとしても、白紙に戻していいか悩んでしまう。いつか全面的に見直すことが出来るよう、サンセット条項のような仕掛けを用意しておく必要があるのではないか。

イ サンセット条項を入れるとしても、本検討会での結論が3年間生き残っていくことを考慮して、検討を進める必要がある。

ウ 基本プリンシプルをきちんと決めていく必要がある。それがないと変わった時に条件が変わったどうか分からないことになる。

これらの意見を踏まえて資料6-1を修正し、事務局において論点ごとに考え方(素案)を作成して、次回会合において検討することとなった。

(2)その他

第7回会合は平成 25 年7月1日(月)に開催する旨が周知された。

以 上